

由農政第0306001号
令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	鹿倉 (鹿倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

WCSを耕作する農事組合法人の構成員を中心に経営している。その他の農業者は高齢化しており後継者がいない。地域内で主に栽培している作物は米、飼料用作物である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農業収入の低下、新たな担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足が挙げられる。

主な作物:米、飼料用作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手確保のため、地域で新規就農希望者との交流を図ること、地域の良いところを積極的に情報発信し、移住促進を行うことを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農事組合法人とその構成員を中心となる経営体として位置づけている。
- ・今後離農者が出了場合は、中心となる経営体に農地を集積し、低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備に取り組む予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の点検、補修等を行っていく。
- ⑦引き続き中山間事業を活用し、管理等を行っていく。
- ⑨飼料用作物(WCS)。